

表中

一〇〇分の五・一・一三
一〇〇分の一・九・四九
一〇〇分の一・三・三三
一〇〇分の一・二・二八
一〇〇分の一・六・四
一〇〇分の一・三・二〇
一〇〇分の一・五・一〇〇
一〇〇分の一・三・七〇
一〇〇分の一・三・三二
一〇〇分の一・〇・二〇
一〇〇分の一・〇・五八
一〇〇分の一・五・四八
一〇〇分の一・二・八三
一〇〇分の一・七・八〇
一〇〇分の一・〇・一八
一〇〇分の一・二・一五
一〇〇分の一・〇・五六
一〇〇分の一・三・二九
一〇〇分の一・六・九〇
一〇〇分の一・三・四一
一〇〇分の一・六・二七
一〇〇分の一・三・七一
一〇〇分の一・二・四二
一〇〇分の一・〇・二九
一〇〇分の一・二・七一
一〇〇分の一・五・二三
一〇〇分の一・九・七九
一〇〇分の一・二・九八
一〇〇分の一・五・一六

を

一〇〇分の一・五・七三
一〇〇分の一・九・六二
一〇〇分の一・三・二七
一〇〇分の一・六・八
一〇〇分の一・九・二
一〇〇分の一・七・八
一〇〇分の一・三・三三
一〇〇分の一・四・七・五八
一〇〇分の一・三・四九
一〇〇分の一・三・七三
一〇〇分の一・〇・二三
一〇〇分の一・〇・六四
一〇〇分の一・四・四四
一〇〇分の一・四・七四
一〇〇分の一・七・九五
一〇〇分の一・〇・七五
一〇〇分の一・七・五
一〇〇分の一・〇・三七
一〇〇分の一・三・六・六五
一〇〇分の一・六・一一
一〇〇分の一・三・九四
一〇〇分の一・五・四七
一〇〇分の一・二・一八
一〇〇分の一・九・八
一〇〇分の一・〇・六六
一〇〇分の一・三・三・〇〇
一〇〇分の一・五・三六
一〇〇分の一・九・一七
一〇〇分の一・二・四七
一〇〇分の一・五・八二

に改める。

一〇〇分の一・五・四八
一〇〇分の一・六・三二
一〇〇分の一・三・二九
一〇〇分の一・八・九四
一〇〇分の一・七・一四
一〇〇分の一・九・六八
一〇〇分の一・八・四八
一〇〇分の一・三・四九
一〇〇分の一・七・一四
一〇〇分の一・五・一一
一〇〇分の一・八・八三
一〇〇分の一・七・四七
一〇〇分の一・九・八三
一〇〇分の一・六・八三
一〇〇分の一・四・一五

一〇〇分の一・五・〇〇
一〇〇分の一・五・六八
一〇〇分の一・三・一三
一〇〇分の一・八・九六
一〇〇分の一・六・七五
一〇〇分の一・九・六六
一〇〇分の一・八・五二
一〇〇分の一・二・一九
一〇〇分の一・六・九八
一〇〇分の一・四・九〇
一〇〇分の一・九・一四
一〇〇分の一・六・八四
一〇〇分の一・六・一八
一〇〇分の一・三・三〇

一〇〇分の一・四・九八
一〇〇分の一・〇・二八
一〇〇分の一・六・九〇
一〇〇分の一・二・三四
一〇〇分の一・五・五一
一〇〇分の一・七・一五
一〇〇分の一・八・六八

一〇〇分の一・四・六〇
一〇〇分の一・〇・二四
一〇〇分の一・六・一七
一〇〇分の一・二・〇五
一〇〇分の一・五・四二
一〇〇分の一・四・一五
一〇〇分の一・〇・五五

○財務省、厚生労働省、
 農林水産省、経済産業省、告示第五号
 環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条
 第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
 条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年十二月農林水産省、通商産業省、告示第
 五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 田村 憲久
 農林水産大臣 林 芳正
 経済産業大臣 茂木 敏充
 環境大臣 石原 伸晃

表中

一〇〇分の九四・二五
一〇〇分の九八・〇九
一〇〇分の九六・七八
一〇〇分の九七・二五
一〇〇分の九五・九五
一〇〇分の九二・〇四
一〇〇分の九四・八九
一〇〇分の九六・六〇
一〇〇分の九八・一四
一〇〇分の九八・六四
一〇〇分の九八・七九
一〇〇分の九九・三八
一〇〇分の九二・八七
一〇〇分の八五・五一
一〇〇分の九三・四一
一〇〇分の九五・六八
一〇〇分の九七・二六
一〇〇分の九八・九四
一〇〇分の九〇・六九
一〇〇分の九八・五一
一〇〇分の九四・九八
一〇〇分の九八・九三

を

一〇〇分の九四・四八
一〇〇分の九八・六七
一〇〇分の九六・一二
一〇〇分の九一・一九
一〇〇分の九六・〇四
一〇〇分の九四・七一
一〇〇分の九四・八八
一〇〇分の九五・九七
一〇〇分の九八・一七
一〇〇分の九八・八六
一〇〇分の九八・七二
一〇〇分の九九・四四
一〇〇分の九二・九三
一〇〇分の八四・六四
一〇〇分の九三・九五
一〇〇分の九五・三〇
一〇〇分の九六・九五
一〇〇分の九八・八七
一〇〇分の九一・四九
一〇〇分の九八・一六
一〇〇分の九五・一九
一〇〇分の九八・八四
一〇〇分の九八・九八

に改める。

○農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月農林水産省、通商産業省、告示第
六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

表中

二三〇、八九五
八八、二五八
一一四、七三九
五、九七〇
一〇、四三八
二、七九七
一〇、七五一
一七一、八六三
四五、五七八
一〇五、四三五
六五八
一、八九八
七、七六八
一八、〇九五
一一一、八五五
二五四
三、〇八三
七九六
二二八、三五〇
四〇、五三九
一九、八四四
三六、九二六
二二、五五二
一四、四七五
六一、五七五
一七四、〇二五
二二、七五七
四〇〇、一六六

を

二三九、四八八
八九、一八二
一〇六、二二九
七、六六八
八、七二三
三、四六七
一五、二二九
一六四、八一三
四六、二〇二
一一七、一五五
八二八
二、一一三
六、四九五
二一、七五二
一一五、四八一
一、一三六
二、五五七
五二七
二二三、六九〇
三八、四一一
二五、四六六
三四、二五六
一三、七七三
一一、六九一
七〇、九九九
二二三、八七五
二四、一一九
四一四、九三一

に改める。